

社会福祉法人志摩市社会福祉協議会 小地域福祉活動助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人志摩市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が交付する小地域福祉活動助成金（以下「助成金」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 助成金の対象団体は、次の各号とする。

- (1) 志摩市に登録されている自治会（以下「自治会」という。）
- (2) 自治会が設置・推薦する団体

(対象となる事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、第2条における自治会が自治活動を行う地域（以下、「対象地域」という。）において、次の各号を目的とした地域住民等が実施する地域福祉課題の解決に向けた事業とする。

- (1) 高齢者福祉の増進
- (2) 障がい児者福祉の増進
- (3) 児童・子育て世帯への福祉の増進
- (4) 生活困窮者支援の推進
- (5) 健康・保健の増進
- (6) 防災減災・災害救助活動の推進
- (7) ボランティアの普及・ネットワーク形成及び醸成の促進
- (8) その他、志摩市地域福祉活動計画を推進するための活動

(対象外となる事業)

第4条 次の各号に該当する事業は対象外とする。

- (1) 国籍、宗教、政党、組合等の関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格が明らかでない事業
- (2) 社会福祉を目的としていても政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (3) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
- (4) 助成金以外の収入、又は繰越金を含むほかの財源をもって実施することが適当と認められる事業
- (5) 助成事業による効果が期待できない事業

(対象経費)

第5条 助成金の対象経費は、第3条に定める事業に要する経費とする。なお、対象団体の組織運営費や管理費は対象経費と認めない。また、対象経費は、別表1に定めるものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において下表に基づき算出する助成上限額（記号g）の範囲内（別表2参照）とする。

算定根拠数字	単位	記号	算式	計算等の留意事項
本会の一般会費総額	円	a		納入実績の基準日は、前年度の2月末日実績
本会の一般会費総額の40%	円	b	$a \times 40\%$	小数点以下は1円単位に切り上げ
対象地域の一般会費総額	円	c		納入実績の基準日は、前年度の2月末日実績
対象地域の会費納入比率	%	d	$c \div a \times 100$	小数点第3位以下は切り捨て
対象地域の会費納入実績割	円	e	$b \times d$	小数点以下は1円単位に切り上げ
助成上限額 (eが2万円未満の場合)	円	f		2万円とする (=g)
助成上限額 (eが2万円以上の場合)	円	g		算出額の百の位以下は、千円単位に切り上げ

(申請の条件)

第7条 助成金の申請にあたり、対象地域において、ふくし座談会を年1回以上開催しなければならない。

2 前項に規定するふくし座談会は、住民組織をはじめとした地域づくりの担い手となる関係者が、志摩市や本会とともに地域が抱える課題や将来像について話し合い、地域に関わりのある人々の想いを共有していく地域の協議体とする。

(申請方法等)

第8条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小地域福祉活動助成金交付申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、本会会長が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式2）
- (2) 収支予算書（様式3）
- (3) 構成員名簿（様式4）
- (4) 見積書等（助成金を充当して、単一で2万円を超える支出がある場合）
- (5) その他本会会長が必要と認める書類

2 自治会以外の団体が申請する場合は、小地域福祉活動助成金交付申請書（様式1）の自治会推薦欄に自治会長の署名と押印を受けなければならない。

3 次の各号においては、申請の受理を断ることができる。

- (1) 前1項、2項に規定する申請書類に不備がある場合
- (2) 第12条に規定する前年度の実績報告が完了していない場合

(交付決定)

第9条 本会会長は、前条に基づく申請があった時は、別表3により審査し、助成金の交付を決定する。又その結果を小地域福祉活動助成金交付決定通知書(様式5)により通知する。

- 2 同一事業、又は同一と認められる事業は、本会が実施する他の助成事業を併用できない。

(交付)

第10条 申請者は、指定期日までに小地域福祉活動助成金交付請求書(様式6)を提出し、助成金を受けるものとする。

(交付条件)

第11条 この助成金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更するときは、本会会長の承認を受け、第8条の申請内容を変更して再申請しなければならない。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合には、本会会長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に終了しない場合、又は事業の執行が困難となった場合においては、速やかに本会会長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 助成金の交付を受けた申請者(以下「受給団体」という。)は、実績報告書(様式7)へ次の各号に掲げる書類を添付のうえ、指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式8)
- (2) 収支決算書(様式9)
- (3) その他本会会長が必要と認める書類

- 2 収支決算書(様式9)は、助成金を充当した内訳を明示しなければならない。

(経理処理)

第13条 この助成金の使途は、第3条に規定する助成金を交付した事業に必要な経費とする。

- 2 合理的な理由により証拠書類が取れない場合は、受給団体の長の支払い証明で可とする。
- 3 受給団体は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、領収書等の証拠書類を整理し、事業完了後、5年間保管しておかななければならない。

(取り消し)

第14条 本会会長は、受給団体が次のいずれかに該当する時は、助成金の交付決定を全部

又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) その他本会会長が必要と認めたとき

(返 還)

第15条 本会会長は、受給団体が災害その他特別の事由による場合を除くほか、正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部につき、金額及び期日を指定して返還を求めることができる。

- (1) 事業及びふくし座談会を実施せず、又は実施する意思がまったく認められないとき
- (2) 第12条の規定による実績報告を怠ったとき
- (3) 事業を完了した後に交付を受けた助成金に余剰金があったとき（翌年度へ繰り越すことは認めない）
- (4) 前条による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したとき

(雑 則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については本会会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
2. 自治会福祉活動助成金交付要綱（令和3年4月1日施行）は令和6年3月31日を以って廃止する。
3. 福祉委員会設置・運営要綱（平成21年10月1日施行）および福祉委員会活動助成金交付要綱（平成21年10月1日施行）は令和6年3月31日を以って廃止する。
4. 第6条により算定された助成上限額に関わらず、令和6年度及び7年度については、下表のとおり経過措置（別表2参照）を講じるものとする。

経過措置 年度	単位	記 号	算式	計算等の留意事項
令和6年度	円	h		・対象地域の第6条に規定する助成上限額又は令和5年度福祉委員会活動助成金の上限額を適用
令和7年度	円	i	$h - \{(h-g) \div 2\}$	・(h)と助成上限額(g)の差額の1/2を(h)から差し引いた額を適用 ・算出額の百の位以下は、千円単位に切り上げ

小地域福祉活動助成金交付対象経費及びその用途制限

1. 交付対象経費

科 目	制 限	品 目 等 (例)
(1) 諸謝金	※	協力者に対する謝礼 (外部の講師・事業協力者等)
(2) 旅費交通費	※	公共交通機関の運賃、宿泊料、講師等の旅費・宿泊料
(3) 消耗品費	※	文具類等短期間又は一度の使用によって消されるもの、破損しやすいもの、講習会の資料代、テキスト代、レクリエーションの景品
(4) 器具什器費		購入金額が 1 万円以上の一般備品
(5) 印刷製本費		チラシ、書類、諸用紙、関係資料などの印刷代
(6) 水道光熱費		電気、水道、ガス等の使用料
(7) 燃料費		ガソリン代、灯油代等
(8) 修繕費		建物、器具等の修繕費用
(9) 通信運搬費		電話代、FAX代、電報代、切手代、葉書代、宅急便代等
(10) 会議費	※	会議時における茶菓子、飲み物代等
(11) 広報費		テレビ、新聞等に広告するための経費
(12) 業務委託費		業務の一部を他に委託するための経費
(13) 手数料		送金、払込手数料
(14) 保険料		ボランティア関係保険料
(15) 賃借料		会場使用料や車等の借上料
(16) 飲食費	※	食事、飲み物
(17) 食材費		食材

※助成金の用途制限あり

2. 経費の用途制限

(1) 飲食費

ア. 飲食が必要な場合 (一部又は全額自己負担が望ましい)

■助成金を充当できる金額 (1 回の開催における、一人当たり)

区分	制限の内容
食事	1,000 円以内
飲み物	500 円以内
茶菓子	200 円以内

イ. 講師や事業を実施する構成員及び協力者に係るもので接遇等が必要な場合

■助成金を充当できる金額（一人1食当たり）

区分	制限の内容
食事	1,000 円以内
飲み物	500 円以内

(2) 旅費交通費

ア. 旅費が必要な場合（外部の講師や事業協力者に係る交通費が必要な場合を含む）

■助成金を充当できる金額

区分	制限の内容
公共交通機関の利用	運賃のとおり
自家用車の利用	1 km当たり 20 円以内
宿泊費（1泊）	一人当たり 10,000 円以内

※事業へ参加するために参加者に交通費が必要となる場合は、参加者負担とする。

(3) 講師料・謝礼金品

ア. 講師へ講師料が必要な場合

■助成金を充当できる金額

区分	制限の内容
規約がある場合	講師が所属する組織の規約のとおり
規約がない場合	本会が規定する「講師謝金の算定基準に関する要領」のとおり

イ. 事業を実施する構成員及び協力者へ謝礼金品が必要な場合

■助成金を充当できる金額（年間一人当たり）

区分	制限の内容
謝礼金品	5,000 円以内

(4) 個人給付

ア. レクリエーションやゲーム等の景品が必要な場合

■助成金を充当できる金額（1回の開催における、一人当たり）

区分	制限の内容
食品・物品	1,000 円以内

※金銭・金券は助成金の対象経費と認めない。

イ. 活動内容が生活支援や安否確認等を目的とした場合

■助成金を充当できる金額（1回の開催における、一人当たり）

区分	制限の内容
食品・物品	1,000 円以内

※金銭・金券は助成金の対象経費と認めない。

(5) 入場料・入園料等

ア. テーマパーク等の入場料が必要な場合

■助成金を充当できる金額（1回の開催における、一人当たり）

区分	制限の内容
入場料等	3,000 円以内 (1/2 以上の自己負担が必要)

例. 入場料が 5,000 円のテーマパークの入場料の場合

助成金の充当額=2,500 円 自己負担額=2,500 円

助成上限額の見込み数字

(令和8年2月28日時点の一般会費の実績に基づく)

一般会費納入実績の基準日	令和8年2月末日	
令和7年度一般会費の総額	4,109,010	a
一般会費総額の40%	1,643,604	b=a×40%

No.	町名	対象地域	令和7年度 一般会費 納入額	会費納入 比率	納入実績割	eが2万円未 満の場合	助成上限額
			c	d=c÷a	e=b×d	f	g=eの百の位を切り上げ
1	浜島町	浜島	391,000	9.51%	156,307	-	157,000
2		南張	54,000	1.31%	21,531	-	22,000
3		桧山路	21,000	0.51%	8,382	20,000	20,000
4		塩屋	11,500	0.27%	4,438	20,000	20,000
5		迫子	37,500	0.91%	14,957	20,000	20,000
6		大崎	13,000	0.31%	5,095	20,000	20,000
7	大王町	波切	289,800	7.05%	115,874	-	116,000
8		船越	139,886	3.40%	55,883	-	56,000
9		名田	33,994	0.82%	13,478	20,000	20,000
10		群名	38,500	0.93%	15,286	20,000	20,000
11	志摩町	片田	175,800	4.27%	70,182	-	71,000
12		布施田	166,200	4.04%	66,402	-	67,000
13		和具	327,000	7.95%	130,667	-	131,000
14		間崎	8,200	0.19%	3,123	20,000	20,000
15		越賀	80,200	1.95%	32,050	-	33,000
16		御座	51,000	1.24%	20,381	-	21,000
17	阿児町	鶴方	531,850	12.94%	212,682	-	213,000
18		神明	261,400	6.36%	104,533	-	105,000
19		立神	118,710	2.88%	47,336	-	48,000
20		志島	77,210	1.87%	30,735	-	31,000
21		甲賀	175,960	4.28%	70,346	-	71,000
22		国府	23,100	0.56%	9,204	20,000	20,000
23		安乗	100,200	2.43%	39,940	-	40,000
24	磯部町	五知	19,000	0.46%	7,561	20,000	20,000
25		沓掛	17,500	0.42%	6,903	20,000	20,000
26		山田	47,000	1.14%	18,737	20,000	20,000
27		上之郷	42,500	1.03%	16,929	20,000	20,000
28		上之郷住宅	0	0.00%	0	20,000	20,000
29		下之郷	81,500	1.98%	32,543	-	33,000
30		飯浜	24,000	0.58%	9,533	20,000	20,000
31		恵利原	90,500	2.20%	36,159	-	37,000
32		恵ヶ丘	16,000	0.38%	6,246	20,000	20,000
33		川辺	43,000	1.04%	17,093	20,000	20,000
34		迫間一	58,500	1.42%	23,339	-	24,000
35		梶坊	6,500	0.15%	2,465	20,000	20,000
36		梶坊田舎暮らしの郷	0	0.00%	0	20,000	20,000
37		雇用促進	5,000	0.12%	1,972	20,000	20,000
38		迫間	100,000	2.43%	39,940	-	40,000
39		築地	48,500	1.18%	19,395	-	20,000
40		銀河の里	0	0.00%	0	20,000	20,000
41		山原	26,000	0.63%	10,355	20,000	20,000
42		夏草	22,500	0.54%	8,875	20,000	20,000
43		栗木広	19,500	0.47%	7,725	20,000	20,000
44		堀切	3,000	0.07%	1,151	20,000	20,000
45		桧山	9,500	0.23%	3,780	20,000	20,000
46		穴川	170,000	4.13%	67,881	-	68,000
47		坂崎	50,000	1.21%	19,888	20,000	20,000
48		三ヶ所	30,000	0.73%	11,998	20,000	20,000
49		渡鹿野	0	0.00%	0	20,000	20,000
50		的矢	52,000	1.26%	20,709	-	21,000
	合計		4,109,010	99.78%	1,639,988		1,985,000

※納入実績割(e)が2万円未満である場合の助成上限額は2万円とし、その差額は特別会費を財源として充当します。

※会費納入比率(d)は小数点第3位以下を切り捨てて算出しているため、合計が100%に合致しない場合があります。

小地域福祉活動助成金交付における審査基準

小地域福祉活動助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条に定める事業に対する助成申請について、次の審査基準を用いて審査を行う。申請内容が次の項目全てに該当する場合に助成金の交付を行う。

1. 申請者は、要綱第 2 条に規定する対象者である。
2. 申請を受けた事業は、要綱第 3 条に規定する対象事業である。
3. 申請を受けた事業は、要綱第 4 条に規定する対象外となる事業に該当していない。
4. 申請を受けた事業は、本会が実施する他の助成金の交付を受けていない。また申請していない。
5. 本会が実施する助成事業の前年度の実績報告を完了している。
6. 要綱第 7 条に規定するふくし座談会が計画されている。
7. 小地域福祉活動助成金交付対象経費及びその用途制限（別表 1）を遵守している。